

私たちは 真相究明まで断固行動します。

高島市議会がいちご農園補助金問題の請願を不採択したことへの声明

いちご農園補助金問題の解明を求める市民の会

私たち 5,464人が高島市議会に提出した「いちご農園補助金問題の解明と、市民に対して市長の謝罪と説明責任を果たすよう求める請願」は、残念なことに、3月25日の本会議で賛成8、反対9をもって不採択となってしまいました。

反対の理由は、「監査委員の報告があった。それ以上にどんな説明責任があるというのか」「請願書に『3億7千万円が消えた』とあるが、消えていない。ちゃんとある」「訴訟係属中であり、説明できる段階ではない」などというものであり、真相解明に背を向けるものでした。

二度とこうした事件が起きないよう規則改正等を求める請願の趣旨は、補助事業の完了前に特例として概算払や前金払をするためには、一定の出来高を確認することや、補助事業の完了についての確証を得ることを条件とするよう見直しを求めるようになりました。ところが、請願に反対した議員の皆さんは、「財力の無い事業者が補助金を受けられなくなる」という別の論点を持ち出し、起きてしまったことの結果を検証し見直しにつなげるという当たり前のことに耳を傾けることをしませんでした。

3月21日の関西テレビのニュース番組「ツイセキ」によると、(株)風車の請負業者である(株)COSMOは、事務所もない実態の疑わしい会社であり、「カンムリ」として入札に参加するための名義貸しに利用されただけで、実際には別の事業者が存在するという重大な疑惑が新たに浮上しました。高島市が概算払と称して支払った3億7千万円について、(株)風車は(株)COSMOが持ち去ったといい、(株)COSMOは全て使い切ってしまったといい、(株)COSMOの下請業者は支払を一切受けていないといっています。それでは、いったい3億7千万円はどこに消えてしまったのか、いちご農園補助金問題は疑獄事件の様相を呈してきました。請願の不採択は、こうした疑惑に目をつぶってしまったことになります。

議会には、強制力を有する調査権限があります。私たちは、改めて、議会がこの調査権限を行使して真相解明に努めることを強く求めます。

さて、滋賀県が高島市に対して補助金交付決定を取り消した理由は、間接補助事業者である(株)風車の事業遂行の能力と資質に疑念を抱いたことにあります。このような(株)風車に対して、高島市が概算をするべき出来高もなく、事業完了についての確証も得ることのできない時点において、概算払と称して前払いしたことは、事務手続き上の瑕疵があったことは明らかです。それにもかかわらず、市長は「手続上瑕疵はなかった」と主張し、補助金返還請求の訴訟係属中であるとして何らの説明もしていません。訴訟の当事者は高島市であり、私たちはその高島市の主権者市民です。その市民に対して、訴訟係属中を理由にして説明しないなどということは許されないことです。

ここに、改めて市長に対し、いちご農園補助金問題を起こしたことへの謝罪と説明責任を果たすこと、及び二度とこうした事件が起きないよう規則改正等を行うことを強く求めます。

いちご農園補助金問題は、(株)COSMOの名義貸しが明らかになったことにより、詐欺事件の様相を帶びてきました。昨年9月の市議会では「刑事告訴をすべき」との決議が全会一致でなされています。市長が刑事告訴をしないことは不可解です。私たちは、真相解明のためにも、市長に対し速やかに刑事告訴することを強く求めます。

なお、請願は、憲法で保障された市民の権利です。他の自治体では請願人が委員会で直接説明することが認められていますが、高島市議会では認められていないことは重大な問題です。請願人が希望すれば説明することができるよう議会に強く求めます。

以上のことを市長と議会に求めて、私たちは引き続き行動していきます。

